

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	空家等実態調査及びデータベース整備に係る業務の委託について
--------	-------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：環境清掃部ごみ減量リサイクル課・都市計画部建築調整課）

事業の概要

事業名	空家等実態調査及びデータベース整備業務
担当課	ごみ減量リサイクル課、建築調整課
目的	空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）及び新宿区空き家等の適正管理に関する条例（以下「空き家条例」という。）に基づく空家等対策（空き地、いわゆるごみ屋敷を含む。）に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、空家法及び空き家条例に基づく空家等実態調査及びデータベース整備を行う。
対象者	新宿区内にある空家等の所有者、権利者、管理者（以下「所有者等」という。）
事業内容	<p>現在、空家等の情報は、区民からの情報提供により確認することが多い。 今後は、空家法及び空き家条例に基づく空家等実態調査及びデータベース整備を行い、空家等の所在地、所有者等の特定、現況の調査を行う。これらの実態調査の結果等を分析し、区の地域特性を把握し、総合的かつ計画的に空家等対策を講じる。</p> <p>1 区 域 新宿区内全域（約 55,000 棟）</p> <p>2 対 象 ・空家（約 1,560 戸（統計局統計調査）） ・管理不全な空き地 ・いわゆる「ごみ屋敷（居住中を含む）」</p> <p>3 空家等現地調査 委託先は、区内全域の建築物等を目視により調査し、空家等の実態を把握する。また、区は、必要に応じて空家と判断するため、<u>東京都から水道契約の有無又は使用中中止日の情報を取得し（※）、委託先に当該情報を渡す。</u></p> <p>4 所有者等調査 区は、把握した空家等に関して登記簿、住民票及び<u>固定資産税情報などから所有者等の情報を取得し（※）、委託先に渡す。</u> 委託先は、空家等の所在地・所有者等・電話番号・空家等の状態などに関して電子台帳及び地図の作成を行う。</p> <p>5 所有者意向調査 委託先は、空家等の所有者等に対してアンケートを行い、空家等の使用状況などの意向調査を行う。 空家等実態調査結果及びアンケート結果に基づき空家等の構造・状態・地域分布・使用状況などを分析し、報告書を作成する。</p> <p>※ 水道契約情報の取得及び住民票及び固定資産税情報などの取得については、空家法第 9 条、第 10 条及び空き家条例第 5 条、第 6 条に基づき行う。（資料 1 のとおり）</p> <p>6 期 間 平成28年5月1日から平成29年3月31日まで（以降継続） ※ 数年ごとに実態調査を行う。</p>

件名 空家等実態調査及びデータベース整備に係る業務の委託について

保有課(担当課)	ごみ減量リサイクル課、建築調整課
登録業務の名称	空家等実態調査及びデータベース整備業務
委託先	現時点では未定(平成28年度に入札により決定)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>《委託先に提供する項目》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区が把握している空家等の所有者等の氏名・住所・電話番号、空家等の所在地 ・既存建築物台帳に記載された所有者等の氏名・住所・電話番号 <p>《委託先に収集させる項目》</p> <p>空家等の所有者等の氏名・住所・電話番号、空家等の所在地・状態</p> <p>《アンケート調査》</p> <p>空家等の所有者等の空家等の使用状況などの意向</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
委託理由	空家等実態調査及びデータベース整備業務を合理的かつ効率的に行うため
委託の内容	<p>【空家等現地調査】</p> <p>委託先は、区内全域の建築物等を目視により調査し、空家等の実態を把握する。また、区は、必要に応じて空家と判断するため、東京都から水道契約の有無又は使用中止日の情報を取得し、委託先に当該情報を渡す。</p> <p>【所有者等調査】</p> <p>区は、把握した空家等に関して登記簿、住民票及び固定資産税情報などから所有者等の情報を取得し、委託先に渡す。</p> <p>委託先は、空家等の所在地・所有者等・電話番号・空家等の状態などに関して電子台帳及び地図の作成を行う。</p> <p>【所有者意向調査】</p> <p>委託先は、空家等の所有者等に対してアンケートを行い、空家等の使用状況などの意向調査を行う。</p> <p>空家等実態調査結果及びアンケート結果に基づき空家等の構造・状態・地域分布・使用状況などを分析し、報告書を作成する。</p>
委託の開始時期及び期限	平成28年5月1日から平成29年3月31日まで(以降継続) ※ 数年ごとに実態調査を行う。
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、委託に当たり提供した情報を返却させる。 3 必要に応じ、区職員が立入調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。

<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 提供された情報は施錠できる保管庫に保管させる。 3 受託事業者が取り扱う情報は、現地調査のため空家等の所在地の情報を持ち出す場合を除き、業務を行う執務室から持ち出させない。 4 個人情報を業務を行う執務室から持ち出す際は、管理監督者の承認を得るとともに、区の「個人情報事故対応マニュアル」に準拠した対策を講じさせる。 5 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、ID、パスワードを設定し、使用者を制限させる。 6 契約の終了後、委託業務により保有した個人情報は、すべて区に返還させる。 7 パソコン内の委託業務に係る電子情報については、委託完了後、消去させ、区職員が消去の確認を行う。
-------------------------	---

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。